

令和 8 年 9 月 1 日
選挙管理委員会事務局

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正（令和 7 年 6 月 4 日施行）に伴い、世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるため。

2 改正内容

（１）選挙運動用ビラの作成の公費負担額について（第 8 条）

1 枚当たりの作成単価を「7 円 7 3 銭」から「8 円 3 8 銭」に改める。

（２）選挙運動用ポスターの作成の公費負担額について（第 1 1 条）

1 枚当たりの作成単価を算定するにあたり、ポスター掲示場の数が 5 0 0 以下である場合に用いる金額「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に、ポスター掲示場の数が 5 0 0 を超える場合に用いる金額「2 7 0, 6 5 5 円と 2 8 円 3 5 銭」を「2 9 3, 4 4 0 円と 3 0 円 7 3 銭」に、それぞれ改める。

※選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度枚数を 8 9 8 枚（令和 8 年 6 月定時登録時点）と仮定した場合、当該公費負担上限額は、「5 9 8, 9 6 6 円」から「6 2 2, 3 1 4 円」（2 3, 3 4 8 円の増）となる。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別添（案）のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月中旬 第 3 回区議会定例会（改正条例案提案）

新旧対照表

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
第1条～第7条 省略 （ビラの作成の公費負担額及び支払手続）	第1条～第7条 省略 （ビラの作成の公費負担額及び支払手続）
第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。	第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。
第9条～第10条 省略 （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）	第9条～第10条 省略 （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）
第11条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書	第11条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書

改正後	改正前
に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 (1) ポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額 (2) ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>293,440円と30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額 (委任)	に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 (1) ポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額 (2) ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>270,655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額 (委任)
第12条 省略	第12条 省略
附 則	
1 この条例は、公布の日から施行する。	
2 この条例による改正後の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担については、なお従前の例による。	

公 費 負 担 の 対 象			公 費 負 担 の 限 度 額							
選 挙 運 動 用 自 動 車	1 一般運送契約（ハイヤー） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 （同一の日については1台に限る）		各日について 64,500 円 （合計上限額：451,500 円）							
	2 そ の 他 の 契 約	ア 自動車借入れ契約 （レンタル） 選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計金額 （同一の日については1台に限る）	各日について 16,100 円 （合計上限額：112,700 円）	① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ② 選挙運動期間中で1（一般運送契約）を選択した日は2（その他の契約）の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。						
		イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 （燃料供給契約を締結した <u>選挙運動用自動車に供給したものに限る</u> ）	7,700 円×選挙運動の日数 （合計上限額：53,900 円） ※各日における限度額はありませ							
		ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る）	各日について 12,500 円 （合計上限額：87,500 円）							
ビ ラ の 作 成	区議	選挙管理委員会に届出た2種類以内のビラの作成費 （①A4以内の規格、②4,000枚以内）	1枚あたりの作成単価限度額 <u>8 円 38 銭</u> ×作成枚数（4,000枚以内） （合計上限額：33,520 円）							
	区長	選挙管理委員会に届出た2種類以内のビラの作成費 （①A4以内の規格、②16,000枚以内）	1枚あたりの作成単価限度額 <u>8 円 38 銭</u> ×作成枚数（16,000枚以内） （合計上限額：134,080 円）							
ポ ス タ ー の 作 成	当該候補者を通じ、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数以内）を乗じた金額 ○世田谷区のポスター掲示場の数は898箇所 （令和8年6月の定時登録時点）		【改定】 <table><tr><td>1枚あたりの作成単価限度額㉠</td><td><u>6 9 3 円</u></td></tr><tr><td>公費負担限度枚数㉡（ポスター掲示場の数）</td><td>8 9 8 枚</td></tr><tr><td>公費負担上限額 ㉠×㉡</td><td><u>6 2 2, 3 1 4 円</u></td></tr></table> 1枚あたりの作成単価限度額（ポスター掲示場数が500を超える場合） ㉠＝ $\frac{293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ （1円未満の端数は切り上げ）		1枚あたりの作成単価限度額㉠	<u>6 9 3 円</u>	公費負担限度枚数㉡（ポスター掲示場の数）	8 9 8 枚	公費負担上限額 ㉠×㉡	<u>6 2 2, 3 1 4 円</u>
	1枚あたりの作成単価限度額㉠	<u>6 9 3 円</u>								
公費負担限度枚数㉡（ポスター掲示場の数）	8 9 8 枚									
公費負担上限額 ㉠×㉡	<u>6 2 2, 3 1 4 円</u>									
㉠ 1枚あたりの作成単価限度額、㉡公費負担限度枚数それぞれで制限を受けます。 （例）・1枚の単価が1,000円のポスターを500枚作成した場合→ <u>693 円</u> （1枚あたりの作成単価限度額）×500枚＝346,500 円（公費負担額） ・1枚の単価が500円のポスターを1,000枚作成した場合→500 円× <u>898 枚</u> （公費負担限度枚数）＝449,000 円（公費負担額）										

（すべて消費税込みの金額）

公 費 負 担 の 対 象			公 費 負 担 の 限 度 額							
選 挙 運 動 用 自 動 車	1	一般運送契約（ハイヤー） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 （同一の日については1台に限る）	各日について 64,500 円 （合計上限額：451,500 円）							
	2 そ の 他 の 契 約	ア 自動車借入れ契約 （レンタル） 選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計金額 （同一の日については1台に限る）	各日について 16,100 円 （合計上限額：112,700 円）	① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ② 選挙運動期間中で1（一般運送契約）を選択した日は2（その他の契約）の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。						
		イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 （燃料供給契約を締結した <u>選挙運動用自動車に供給したものに限る</u> ）	7,700 円×選挙運動の日数 （合計上限額：53,900 円） ※各日における限度額はありせん							
		ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る）	各日について 12,500 円 （合計上限額：87,500 円）							
ビラ の 作 成	区議	選挙管理委員会に届出た2種類以内のビラの作成費 （①A4以内の規格、②4,000枚以内）	1枚あたりの作成単価限度額 7 円 73 銭×作成枚数（4,000枚以内） （合計上限額：30,920 円）							
	区長	選挙管理委員会に届出た2種類以内のビラの作成費 （①A4以内の規格、②16,000枚以内）	1枚あたりの作成単価限度額 7 円 73 銭×作成枚数（16,000枚以内） （合計上限額：123,680 円）							
ポ ス タ ー の 作 成	当該候補者を通じ、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数以内）を乗じた金額 ○世田谷区議会議員・区長選挙のポスター掲示場の数は898箇所 （令和4年12月の定時登録で決定）		<table border="1"><tr><td>1枚あたりの作成単価限度額㉠</td><td>667円</td></tr><tr><td>作成枚数㉡（ポスター掲示場の数）</td><td>898枚</td></tr><tr><td>公費負担額 ㉠×㉡</td><td>598,966円</td></tr></table> 1枚あたりの作成単価限度額（ポスター掲示場数が500を超える場合） 単価＝ $\frac{270,655 \text{ 円} + 28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ （1円未満の端数は切り上げ）		1枚あたりの作成単価限度額㉠	667円	作成枚数㉡（ポスター掲示場の数）	898枚	公費負担額 ㉠×㉡	598,966円
	1枚あたりの作成単価限度額㉠	667円								
作成枚数㉡（ポスター掲示場の数）	898枚									
公費負担額 ㉠×㉡	598,966円									
㉠ 1枚あたりの作成単価限度額、㉡作成枚数それぞれで制限を受けます。 （例）・1枚の単価が1,000円のポスターを500枚作成した場合→667円（1枚あたりの作成単価限度額）×500枚＝333,500円（公費負担額） ・1枚の単価が500円のポスターを1,000枚作成した場合→500円×898枚（作成枚数の限度）＝449,000円（公費負担額）										

（すべて消費税込みの金額）